

第 74 回国民体育大会笠間市施設整備基本計画

1 目的

第 74 回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」における競技施設の整備については、国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重するとともに、既存施設の有効活用を図ることを前提としながら、国体開催後の市民等の施設活用も視野に入れた整備を行う。

2 基本事項

(1) 競技施設の整備

ア 競技施設は、競技運営に支障がないよう、県、競技団体その他関係機関と協議のうえ、計画的に整備する。

イ 競技施設は、既存施設の有効活用及び仮設による整備に加え、国体開催後の市民利用を考慮した施設整備を行う。

(2) 練習会場の整備

練習会場は、既存施設を有効活用し、現状での利用を基本とする。

(3) 臨時仮設物の整備

大会参加者及び一般観覧者の便宜を図るため、県、競技団体その他関係機関と協議のうえ、案内所、休憩所等の臨時仮設物を設置する。

(4) 仮設給排水施設の整備

接待所、仮設便所等を整備する場合において、仮設給排水施設が必要な場合は、施設管理者と協議のうえ、整備する。